



光市子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を対象に、市が委託した事業所の訪問支援員がご自宅に伺い、家事や育児のサポートを行います。

対象

光市に居住する18歳未満のこどもがいる家庭または妊婦のうち、以下に該当する家庭でかつ訪問支援員の派遣が必要と認められた家庭

- 家事・育児に不安や負担を抱える家庭
- 支援が必要な妊婦
- ヤングケアラー 等

利用料金

無料



利用時間・回数

- ・利用時間：1日1回、1回当たり2時間以内
- ・利用回数：月4回まで

利用日・実施時間・場所

- ・8時から18時まで
- ・月曜日から土曜日まで（年末年始を除く）
- ・原則として、利用者の自宅（派遣は利用者の在宅時に限る）

支援内容

家事

食事の準備・片付け、洗濯、掃除・整理整頓
生活必需品の買い物、その他必要な家事 等

育児

授乳・食事等の援助、おむつ交換、着替え、
入浴の介助、子どもの世話、登校支援 等



※ 原則として、養育者（申請者）が日常的に行っている家事に限ります。

※ 大掃除や清掃業者に依頼するような掃除や非日常的な家事は支援の対象外となります。

お申し込みから利用までの流れ

（申し込み手続き）

- ・市こども家庭課家庭相談係に連絡し、申請書を提出してください。
- ・面談または訪問し、状況をお聞きます。
- ・利用承認通知を送付します。（不可の場合あり）



（事前訪問）

- ・事業所担当者と市担当者が自宅に伺い、日程・支援内容の確認をします。



（利用）

- ・訪問支援員による支援を行います。



【お問い合わせ先】

光市こども家庭センター
（こども家庭課家庭相談係）

☎（0833）74-5910